

商 品 名 (愛 称)	あいしんの子育て応援ローン
------------------	---------------

ご利用いただける方	下記のすべての条件を満たす方
	・満20歳以上で安定継続した収入がある方
	・小学校入学前の子供を養育する親権者(妊娠中含む)または実質的に扶養する親族の方
	※親権者によるお申込の場合は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも可
お 使 い み ち	・当金庫の審査基準を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
	・出産・子育てにかかる次の資金(ただし、支払済資金は除きます。)
	①出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金
	②①を用途として借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 (①と合わせた申込に限ります。)
ご 融 資 限 度 額	・1万円以上100万円以下(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・3カ月以上10年以内。貸付日から10年目の応答日の属する月の月末までです。
ご 融 資 利 率	・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
	・お取引内容とお子さまの人数により、金利優遇制度がございます。
保 証 料	・保証料はご利用利率に含まれます。
ご 返 済 方 法	・毎月元金均等・元利均等返済(元金返済据置期間は6か月以内。ただし、産前産後休業・育児休業中の場合は、最長1年まで元金返済据置可)
	・ご利用金額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可
保 証 人 ・ 担 保	・担保は不要です。
	・一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、保証人は必要ありません。 ただし、保証会社が必要と認めた場合は必要です。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、 電話:089-946-1203)にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく ことも可能です。
	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談 室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
	・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	そ
	の
他	